

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

介護保険最新情報

今回の内容

介護従事者の処遇改善のための緊急特別
対策について

計3枚（本紙を除く）

Vol.47

平成20年10月31日

厚生労働省老健局介護保険課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線2260)
FAX：03-3503-2167

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策について

平成20年10月31日

介護保険行政の推進につきましては、平素よりご尽力いただきましてありがとうございます。

さて、昨日（30日）、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が開催され、新たな「生活対策」がとりまとめられたところです。当該対策の「3. 生活安心確保対策」において、「介護報酬改定による介護従事者の処遇改善」も位置付けられております。（別添1参照）

これは、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定を行う一方で、この改定に伴う保険料上昇分について、被保険者の保険料負担の軽減を図ることとするものです。（別添2参照）

昨日の決定を受け、厚生労働省老健局においては、当該緊急特別対策の詳細について検討を行うこととしております。交付要綱等の発出は、国会において補正予算が成立した後となりますが、今後、市町村における準備に資するよう、今後のスケジュール、具体的な基金の仕組み及び交付金の配分方法などについては、追って情報提供させていただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係 森

Tel03-5253-1111（内線）2262

介護保険課財政第一係 高橋

Tel03-5253-1111（内線）2264

生活対策(抜粋)

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10 万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

・介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

- 一 平成 21 年度の介護報酬改定（プラス 3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 一 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等）
- 一 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援（給付金の支給期間拡大）
- 一 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携（以上障害者基金の活用）、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 一 認知症高齢者の徘徊 SOS ネットワークの GPS 利用や広域ネットワークの整備推進
- 一 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等。

（内容）

○ 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定を実施。

○ このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21年度 改定による上昇分の全額

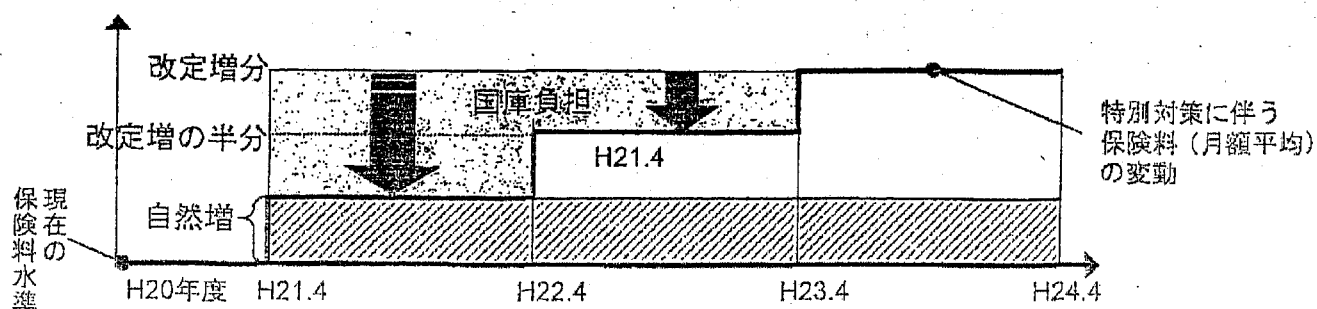
22年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

（所要額） 1,200億円程度

（保険料上昇抑制のイメージ）



各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

介護保険最新情報

今回の内容

第4期計画期間における65才以上の者の
介護保険料基準額の推計値について

（別紙のとおり公表されました）

計1枚（本紙を除く）

Vol.50

平成20年11月28日

厚生労働省老健局介護保険課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111

（企画法令係・内線 2164・2260）

FAX：03-3503-2167

第4期計画期間における65才以上の者の介護保険料基準額の推計値について

約4,270円（介護報酬改定率及び緊急特別対策込みの推計値）（11月第3週時点暫定値）

介護報酬改定率及び介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策の軽減分による影響を、
3年平均で約70円と見込んでいる。

※65才以上の者（第1号被保険者）1人あたり全国平均（月額・加重平均）

※上記保険料額は、各保険者における第4期介護保険事業計画策定途中の保険料基準額の推計値の平均であり、今後変動するものである。

（参考）

過去の第1号保険料基準額（月額・加重平均）

- ・第1期（平成12～14年）：2,911円
- ・第2期（平成15～17年）：3,293円
- ・第3期（平成18～20年）：4,090円

大阪府平均

3,134円

3,394円

4,585円

柏原市

3,164円

3,512円

4,856円

〔今後のスケジュール〕

- 各市町村において、今後さらに給付費の見込み等を精査し、保険料基準額を算出。
- 算出された保険料基準額は、2～3月の市町村議会において条例として決定される予定。
- 当該保険料基準額を集計し、4月頃に最終的な全国平均額を公表予定。